

# 公有物品売買契約書（案）

売主 穂高広域施設組合（以下「甲」という。）と買主 ○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、公有物品の売買契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（売買物品）

第1条 売買物品は、下記のとおりとする。

売買物品	メーカー	型式	シリアルNo.	数量
高圧洗浄機	(株)洲本整備機製作所	SW-1300		1

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円とする。  
（うち取引に係る消費税額 \_\_\_\_\_ 円）

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除とする。

（売買代金の支払方法等）

第4条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により契約締結後 10 日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、乙が売買代金を納付したとき甲より乙に移るものとする。

（売買物品の引渡し等）

第6条 甲は売買物品の所有権が移転した後、売買物品をその所在する場所において乙に引渡し、乙は、令和5年3月30日までに当該物品を移転するものとする。

2 運搬費用、再登録費用、保険加入費用その他引渡しに係る費用は全て乙の負担とする。

（危険負担）

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物品の引渡しの時までにおいて、当該物品が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、売買物品に、種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。但し、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合には、前項の規定にかかわらず、売買物品の引渡時から1年間に限り甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、本契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

2 前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、甲は本契約を解除することができる。

- 乙が契約締結に必要な参加資格がないことが判明した場合
- 乙が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合
- 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができなくなるおそれがある場合

(違約金)

第10条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙に対し、契約の解除に伴う違約金として、第2条に定める売買代金の100分の10に相当する額の支払いを請求することができる。

2 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(返還金等)

第11条 甲は、第9条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。また、乙が負担した契約の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物品を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物品の所有権移転に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第16条 本契約に関する訴訟は、穂高広域施設組合所在地を管轄する長野地方裁判所松本支部に提訴するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主（甲）住所 長野県安曇野市穂高北穂高 1589 番地 2

氏名 穂高広域施設組合

管理者 太田 寛 印

買主（乙）住所

氏名

印